

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

ケアプランセンターてのひらいっぱい
管理者 影 早智恵

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(滋賀県指定 第 2572200737 号)

当事業所はご本人に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

ご本人が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご本人の心身の状況やご本人とご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご本人の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご本人及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご本人双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定申請中の方でもサービスの利用は可能です。

◇ ◆目次◆ ◇

1. 事業所の概要	2
2. 事業実施地域及び営業時間	2
3. 職員の体制	2
4. サービス提供における事業者の義務	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	5
7. サービスの利用をやめる場合	5
8. 損害賠償	6
9. 苦情の受付について	6

1. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的 要支援・要介護者からの相談に応じ、その希望や心身の状況から適切な在宅または施設サービスが利用できるように市町村、居宅介護サービス事業者、介護保険施設との連絡調整を行う。
- (3) 事業所の名称 ケアプランセンターてのひらいっぱい
指定滋賀県 2572200737号
- (4) 事業所の所在地 滋賀県高島市安曇川町西万木 213 番地
- (5) 電話番号 0740-28-7718
- (6) 事業所長・管理者 氏名 影 早智恵
- (7) 当事業所の運営方針
- ・公平中立な立場で、迅速かつ的確な介護サービス(居宅・施設)の提供。
 - ・ご本人・家族のニーズを踏まえたサービス計画の提供。
 - ・各種福祉サービスの相談・助言・代行の援助。
 - ・苦情に対する速やかな対応。
- (8) 開設年月 令和3年9月1日

2. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 安曇川町全域
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休但し(12月30日から1月3日まで、5月3日から5月4日まで、8月14日から16日まで)を除く
受付時間	7時50分～17時00分 緊急時は転送電話で24時間365日対応可
サービス提供時間帯	7時50分～17時00分

3. 職員の体制

当事業所では、ご本人に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	職務の内容
1. 兼務 介護支援専門員	1名	0名	2名	事業所運営管理
2. 専任 介護支援専門員	1名			サービス管理

4. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご本人に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご本人に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から 2 年間保管するとともに、ご本人または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② ご本人が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご本人から申し出があった場合には、ご本人に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご本人及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご本人の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容

①居宅サービス計画の作成

ご本人のご家庭を訪問して、ご本人の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>

①事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

②居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正にご本人又はその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めます。

③介護支援専門員は、ご本人及びその家族の置かれた状況等を考慮して、ご本人に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

④介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等についてご本人及びその家族等に対して説明し、ご本人の同意を得た上で決定するものとします。

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご本人及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご本人の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご本人が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご本人が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑤ご本人居宅への訪問頻度のめやす

ご本人の状況把握のため、介護支援専門員がご本人の居宅に訪問する頻度のめやすは、この契約の期間中 1月に1回以上

(2) サービス利用料金

①交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、事業の実施区域を越える地点から片道10km以上20km未満500円をいただきます。(5km増す毎に500円加算)

②利用料金のお支払い方法

前記(①サービス利用料金)は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、指定させて頂いた期日までに以下の方法でお支払い下さい。お支払い頂きますと、領収書を発行致します。

*自動引き落とし(推奨) *現金支払い *振込み

前記(2) - ②の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

③利用料

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、

事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、**ご本人の自己負担はありません。**

但し、ご本人の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い頂き、当社からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日、所轄の市の窓口に出し、審査後に差額の払い戻しを受けられます。

居宅介護支援費（地域区分を含む）

要介護 1・2…11,088 円 要介護 3・4・5…14,406 円

該当した場合の加算

- ① 初回加算…3,063 円
- ② 入院時情報連携加算（Ⅰ）…2,552 円
- ③ 入院時情報連携加算（Ⅱ）…2,042 円
- ④ 退院・退所加算…（Ⅰ・ロ）退院退所にあたり、医療機関等の職員と面談（TV電話等の活用可）を行う
医療機関等の職員から利用者に係る情報の提供をカンファレンスにより 1 回受けている
カンファレンス参加有 円/1 回目、円/2 回目、円/3 回目
カンファレンス参加無 4,500 円/1 回目、円/2 回目
- ⑤ 緊急時等居宅カンファレンス加算…円/回
- ⑥ ターミナルケアマネジメント加算…4,000 円

【算定要件】

- ①初回加算…新規に居宅サービス計画を策定した場合
- ②入院時情報連携加算（Ⅰ）介護支援専門員が医療機関に入院後 3 日以内に情報提供を行った場合（提供方法は問わない）
- ③入院時情報連携加算（Ⅱ）介護支援専門員が医療機関に入院後 7 日以内に情報提供を行った場合（提供方法は問わない）
- ③ 退院・退所加算…入院期間中に利用者に対する情報収集を行った場合
入院期間中 3 回まで算定可能。3 回算定の場合は、そのうち 1 回は入院中の担当医等とのカンファレンスに参加し退院後の在宅での療法上必要な説明を行った上で居宅サービス計画を作成する必要がある。
- ⑤緊急時等居宅カンファレンス加算…病院・診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合
- ⑥・末期の悪性腫瘍の患者であり、在宅で死亡した場合。・ターミナルケアマネジメントを受けることについて、
利用者またはその家族から同意を得ること。・24 時間連絡できる体制を確保し、必要に応じて指
定居宅介護支
援を行う事ができる体制を整備していること。・死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、利用
者の居宅を訪
問し、利用者の心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事
業者に連絡調
整する

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② ご本人からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご本人から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご本人から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① ご本人が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご本人の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ ご本人が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご本人から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご本人からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご本人から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご本人の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります

- ① ご本人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご本人が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

8. 虐待防止のための措置に関する事項

利用者及び関係者における虐待防止の対策を検討する委員会を定期的開催し、その内容・結果について、当該職員・関係者に対して、周知徹底を図ります。また、防止のために指針を整備・研修担当者を設置し、虐待防止のための研修を定期的に行っています。

9. 身体拘束の適正化に関する事項

利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

10. 損害賠償について

事業者の責任によりご本人に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご本人に故意又は過失が認められる場合には、ご本人の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

11. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口担当者 [職名] 苦情処理担当 影 早智恵

○受付時間 年中無休 電話番号 28-7718・Fax28-7719

(2) 行政機関その他苦情受付機関

高島市役所 健康福祉部長寿介護課	所在地 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑 565 電話番号 25-8029・fax 25-8059 受付時間 9:00～17:00
国民健康保険団体連合会 (国保連)滋賀県支部	所在地 〒520-0043 大津市中央4丁目 5-9 電話番号 077-522-2651・fax 077-522-2628 受付時間 9:00～16:00
滋賀県運営適正化委員会 (あんしん・なっとく委員会)	所在地 〒525-0072 滋賀県草津市笠山 7-8-138 電話番号 077-567-4107・fax 077-561-3061 受付時間 9:00～17:00

本書面に基づき重要事項の説明を行いました。 令和 年 月 日

居宅介護支援事業所 ケアプランセンターでのひらいっぱい

説明者職名 介護支援専門員 氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

ご本人住所 _____

氏名 _____

令和 3年 9月 1日 施行

令和 6年 4月 1日 一部改正